

第7章

介護保険料の考え方

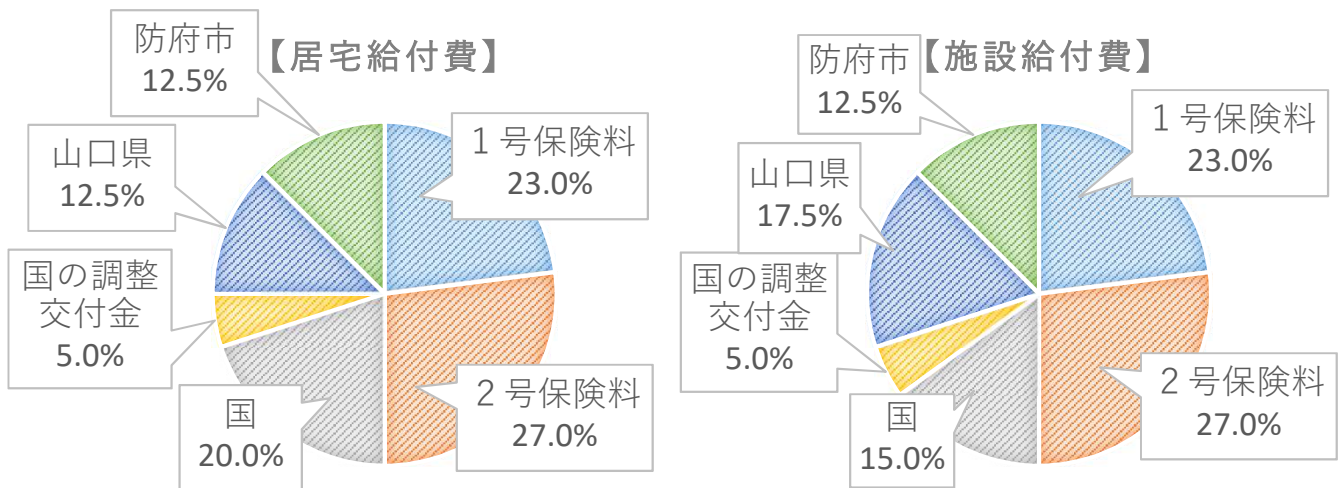
- 1 保険給付の財源
- 2 第9期介護保険料の所得段階別設定
- 3 第9期介護保険料の基準額

1 保険給付の財源

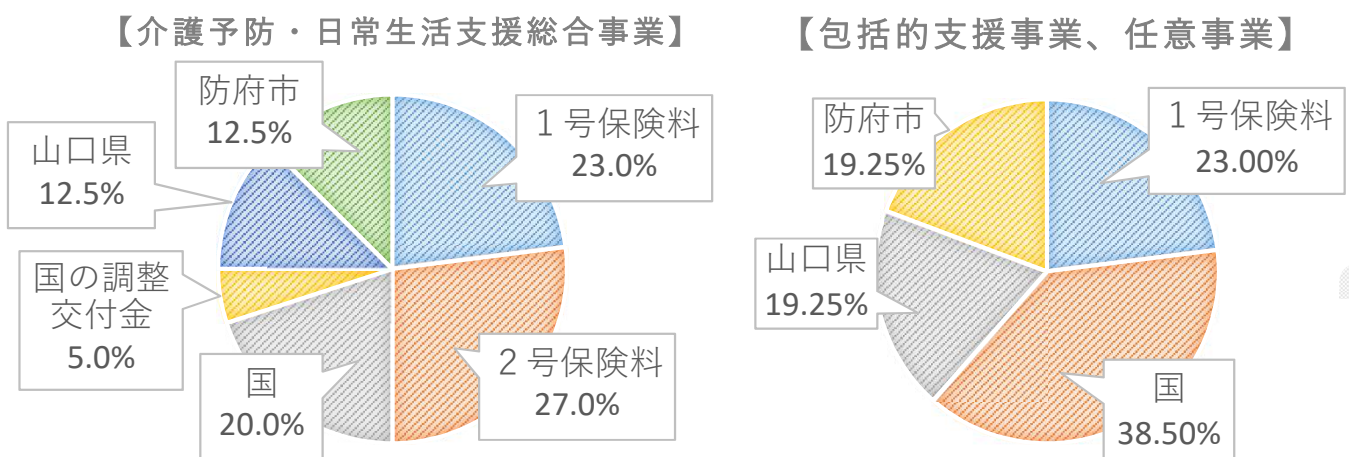
(1) 保険料負担割合

保険給付を行うための財源は、公費（国・県・本市の支出金）と保険加入者の保険料です。保険給付の費用は原則として、下図のとおり、2分の1を公費で、残る2分の1を第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）から徴収する保険料で賄うこととなっています。なお、地域支援事業*のうち包括的支援事業等については、第1号被保険者の負担割合は変わりませんが、第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補填されます。

介護費用の負担区分



地域支援事業の負担区分



第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定されます。本計画期間における負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。

したがって、本計画においては今後3年間の保険給付総額の23%を賄うよう、第1号被保険者の保険料水準を定めなければなりません（調整交付金の減額分を除く）。

(2) 調整交付金

標準給付費における国の負担割合のうち、5%（全国平均）は調整交付金として支出されます。調整交付金は全国の保険者の財政格差を調整する目的で設けられており、第1号被保険者における年齢区分別（65歳～74歳、75歳～84歳、85歳以上）加入割合や所得段階別人数割合によって調整交付金が増減します。

年齢の高い区分の高齢者の加入割合が全国平均よりも高い場合は、より多く保険給付を見込む必要があり保険料の増加につながるため、これを軽減する目的で調整交付金が多く交付されます。また、所得段階別の人数割合を全国平均と比較し、所得段階が高い方の割合が高ければ保険料の負担能力も高いと考えられるため、調整交付金は少なくなります。

本市では全国平均と比較して年齢の高い区分の高齢者加入割合が全国平均よりも低く、所得の高い方の割合が低いため、交付割合は5%を上回っています。

本計画においては、本市の調整交付金の交付割合を6.07%（3か年平均）と推計しており、5%との差である1.07%分は第1号被保険者の負担割合（23%）に減算して負担することになります。

(3) 介護給付費準備基金

介護給付費準備基金を設けて本計画期間の初年度に発生が見込まれる余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合には取り崩しを行うなど、被保険者に安定して保険給付を提供するよう努めています。

基金は保険財政の安定をはかるために大切な役割を果たしていますが、必要以上の基金残高を保有することは、保険給付のために徴収した保険料の用途として適切ではありません。そこで、本計画期間においては、基金残高約4億7千万円のうち安定的な保険運営のために必要な残額水準を除いた約3億7千万円を取り崩し、保険料負担の軽減をはかります。

(4) 財政安定化基金

保険給付費が計画を上回る場合や社会状況の変化による保険料収入の低下により、保険者が資金不足に陥った場合に備え、国・県・保険者が3分の1ずつ拠出して、都道府県に財政安定化基金が設けられています。都道府県は拠出金を原資に基金へ積み立て、保険者が資金不足に陥った場合、保険給付に必要な資金を基金から貸し付けます。貸し付けを受けた保険者は次の事業計画期間に、返済に必要な額を加算して保険料を定め、基金に借入金を返済することになります。

本市では、適切に保険給付費を見込み安定的な介護保険制度運営をはかっており、第8期計画期間において資金不足は生じていないことから、借入は行っていません。

2

第9期介護保険料の所得段階別設定

被保険者の負担能力には差があるため介護保険料は一律ではなく、市民税の課税状況や収入・所得の状況により段階別に振分けを行ったうえで保険料を定めています。所得段階別保険料を定める際には所得段階別の人数割合を勘案し、ある所得段階の保険料を引き下げた場合には、他の所得段階の保険料を引き上げ、全体で第1号被保険者の負担割合を確保できるよう定めなければなりません。

介護保険法における所得段階は9区分が標準となっていました。本市では市民税課税層の区分を細分化した保険料設定を行っており、第8期は所得段階を12区分としていました。第9期は国が13区分を標準としたため、各所得段階の区分金額と乗率を見直し、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行います。

保険料の所得段階別設定（第8期と第9期の比較）

第8期(R3～5年度)			第9期(R6～8年度)			
所得段階	対象者	乗率 (軽減後)	所得段階	対象者	乗率 (軽減後)	
1	①生活保護受給者 ②市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	0.5 (0.3)	1	①生活保護受給者 ②市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	0.455 (0.285)	
				合計所得金額＋課税年金収入≤80万円		
2	本人が市民税非課税(市民税非課税世帯)	合計所得金額＋課税年金収入≤120万円	2	本人が市民税非課税(市民税非課税世帯)	合計所得金額＋課税年金収入≤120万円	
		合計所得金額＋課税年金収入>120万円			0.67 (0.47)	
3		0.75 (0.7)	3		0.69 (0.685)	
4	市民税課税世帯で本人が市民税非課税かつ合計所得金額＋課税年金収入≤80万円	0.9	4	市民税課税世帯で本人が市民税非課税かつ合計所得金額＋課税年金収入≤80万円	0.9	
5	市民税課税世帯で本人が市民税非課税	1.0	5	市民税課税世帯で本人が市民税非課税	1.0	
6	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満	6	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満	
7		本人の合計所得金額が210万円未満	7		本人の合計所得金額が210万円未満	
8		本人の合計所得金額が320万円未満	8		本人の合計所得金額が320万円未満	
9		本人の合計所得金額が400万円未満	9		本人の合計所得金額が420万円未満	
10		本人の合計所得金額が500万円未満	10		本人の合計所得金額が520万円未満	
11		本人の合計所得金額が750万円未満	2.0		11	本人の合計所得金額が620万円未満
					12	本人の合計所得金額が720万円未満
12		本人の合計所得金額が750万円以上	2.15		13	本人の合計所得金額が720万円以上

※ 網掛けは第8期からの変更箇所

3 第9期介護保険料の基準額

(1) 保険料基準額の算定方法

第9期保険料基準額の算定は以下のとおりです。

まず今後3年間の標準給付費、地域支援事業費見込額の合計(A)に第1号被保険者負担割合(23%)を掛けて第1号被保険者負担分相当額(B)を求めます。次に本来の交付割合(5%)による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差(D-E)、市町村特別給付費等(F)を足し、保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(G)を引き、県の財政安定化基金への償還金(H)を足し、基金取崩の額(I)を引きます。この保険料収納必要額(J)を予定保険料収納率(K)と被保険者数(L)、月数で割ったものが第1号被保険者の基準額(月額)となります。

保険料基準額の算定方法

項目	金額(千円)
標準給付費+地域支援事業費計(A)	34,851,735
第1号被保険者負担分相当額(B) = (A) × 23%	8,015,899
標準給付費+介護予防・日常生活支援総合事業費(C)	34,083,098
調整交付金相当額(D) = (C) × 5%	1,704,155
調整交付金見込額(E)	2,068,907
市町村特別給付費等(F)	90,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(G)	100,000
財政安定化基金償還額(H)	0
介護給付費準備基金取崩額(I)	378,868
保険料収納必要額(J) = (B) + (D) - (E) + (F) - (G) + (H) - (I)	7,262,279
項目	数値
保険料収納必要額(J)	7,262,279千円
予定保険料収納率(K)	99.5%
所得段階別加入割合補正後被保険者数(L)	103,003人
第9期の第1号被保険者の介護保険料の基準額 保険料(M) (月額) (M) = (J) ÷ (K) ÷ (L) ÷ 12か月	5,905円

本市は財政安定化基金からの借入れを行っていないため、償還金(基金への返済)はありません。第1号被保険者保険料に不足を生じないように、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計(=所得段階別加入割合補正後被保険者数)を被保険者数とみなして基準額を算定します。なお、数値は3年間の合計値です。

第1号被保険者の所得段階別保険料は次のとおりです。
 市民税非課税世帯の第1段階～第3段階には、公費を投入し、保険料率の軽減措置を行います。

第2段階は、第8期以前から国の示す標準乗率0.75（軽減後0.5）より低い乗率0.72（軽減後0.47）を設定しており、この度の国の標準乗率0.685（軽減後0.485）では、第8期よりも軽減後の乗率が上昇するため、軽減後乗率0.47を維持します。

第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	対象者		第9期（R6～8年度）	
			乗率 (軽減後)	保険料（円）
1	①生活保護受給者		0.455 (0.285)	20,200 (月額1,683)
	②市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者			
2	本人が市民税非課税 (市民税非課税世帯)	合計所得金額+課税年金収入が 80万円以下	0.67 (0.47)	33,300 (月額2,775)
		合計所得金額+課税年金収入が 80万円以上120万円以下		
3		合計所得金額+課税年金収入が 120万円超	0.69 (0.685)	48,540 (月額4,045)
4	市民税課税世帯で本人が市民税非課税かつ 合計所得金額+課税年金収入が80万円以下		0.9	63,770 (月額5,314)
5	市民税課税世帯で本人が市民税非課税		1.0	70,860 (月額5,905)
6	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が 120万円未満	1.2	85,030 (月額7,086)
7		本人の合計所得金額が 210万円未満	1.3	92,110 (月額7,676)
8		本人の合計所得金額が 320万円未満	1.5	106,290 (月額8,858)
9		本人の合計所得金額が 420万円未満	1.7	120,460 (月額10,038)
10		本人の合計所得金額が 520万円未満	1.9	134,630 (月額11,219)
11		本人の合計所得金額が 620万円未満	2.1	148,800 (月額12,400)
12		本人の合計所得金額が 720万円未満	2.3	162,970 (月額13,581)
13		本人の合計所得金額が 720万円以上	2.4	170,060 (月額14,172)

介護保険における課税年金収入額と合計所得金額

○課税年金収入額

課税対象となる老齢（退職）年金のことで、遺族年金・障害年金は含まれません。

○合計所得金額

収入金額から、必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ただし、介護保険料の算出には下記を差し引いた金額となります。

- ・土地建物などの譲渡に係る特別控除がある場合には、特別控除額
- ・本人が市民税非課税の場合には、年金収入に係る所得金額

（２） | 保険料基準額の内訳

保険料基準額 5,905 円の内訳は、次のとおりです。

保険料基準額の内訳

	第 8 期		第 9 期	
	負担割合	保険料 /月(円)	負担割合	保険料 /月(円)
介護給付費	23.0%	5,604	23.0%	5,869
地域支援事業費	23.0%	428	23.0%	352
市町村特別給付費等		31		▲8
保険料必要額 計		6,063		6,213
介護給付費準備基金取崩額		▲284		▲308
保険料基準額（月額）		5,779		5,905

（３） | 介護保険料の減免・徴収猶予

世帯の主たる生計維持者の長期入院や解雇、失業等で収入が著しく減少した場合や、自宅が火災や風水害等によって被害を受けた等で、保険料を納めることが難しい場合、申請に基づき保険料の減免や徴収猶予を行う制度を設けています。